

## 第2回有識者懇談会における主なご意見

◀日 時▶ 令和元年6月27日（木曜日）午後4時30分から午後7時00分まで

◀場 所▶ 東京都庁第一本庁舎 25階 108会議室

◀出席者▶ 飛鳥井委員、伊藤委員、小西委員、椎橋委員、辻内委員、村田委員、荒井オブザーバー

### ◆総合支援体制について

- 関係機関が連携し、個々の被害者のケースに応じた支援ができる体制とすることが大切である。
- 東京都で有効な支援に結び付く支援ネットワークを形成していくことが大切である。警察、都民センター、SARC東京、区市町村などの関係機関をつなぐコーディネーターは有効であり、区市町村との連携も見据えた総合支援体制を整備してほしい。

### ◆区市町村支援について

- 基礎自治体は、組織規模により体制にバラツキがある。また頻繁な人事異動があるため、基礎自治体へのバックアップが大事である。
- コーディネーターの役割に区市町村の支援も位置付けるべき。区市町村窓口との連携及び窓口の底上げも視野に入れて動けるような人材の配置が望ましい。

### ◆二次的被害について

- 二次的被害は、国の基本計画で使われている表現であり、他県の条例における定義を参考にしながら、この中身を的確にあらわすように定義することが大事である。

### ◆支援対象者について

- 他県の方で東京において被害を受けた人については、早期の情報提供、相談を行い、居住地における必要な支援につなげることが大事である。

- 実際の支援を考えれば、都民以外の方々にも早期支援が必要であるので、その旨を規定することは大切であるが、一方で、都民と都民以外の方々とを同様の支援をすることは難しい。そのため、条例では、関係機関と連携・協力して行うといった表現での規定が良い。

#### ◆外国人対応について

- 都の条例に国際色を規定することは、東京の特徴であり、基本理念などに規定すれば、支援計画の中で対応策として取り組むことができる。
- 外国人への対応では、支援の現場で通訳が必要になることも考えられることから、多言語対応の取組みは重要な課題である。
- 災害対応と同様、言葉の壁により必要な情報にアクセスできないという人たちをできるだけ少なくするため、多言語の広報啓発や通訳派遣などの具体的な対策が大事であり、支援計画に入れるべきである。

#### ◆啓発活動等について

- 犯罪被害者などが「安心して被害について相談できる」、「泣き寝入りしている被害者の方が実はいる」ということに配慮した、何らかの言葉を条例に規定してほしい。
- 潜在化しやすい被害者に、どのように支援するかが大きな課題である。
- 啓発活動については、「潜在化された被害者など、支援にたどり着いていない被害者に対する広報」と「一般都民が被害の実態や二次的被害についての理解を深める啓発」という2つの側面から具体策を検討してほしい。

#### ◆経済的支援について

- 見舞金は、人口の多い自治体を実施すると、相当な予算の確保が必要である。
- 見舞金制度は、制度運用において非常に難しい課題がある。見舞金申請に係る支給要件の審査を自治体ができるのか、審査に必要な情報を自治体が収集できるのか。
- 加害者に対して損害賠償を請求したい被害者はかなり多い。しかし、加害者は資力がないケースが多く損害賠償を受けられないのが現実である。

- 被害者が加害者を訴えるときの弁護士費用は、基本的に被害者の負担。費用を自己負担できないという理由で諦めてしまっている現状がある。
- 賠償金の立替制度は、国や自治体からではなく、直接に害を成した人から損害賠償を取るというのが基本である。ただし、一定程度勝てるというような場合であれば、立て替えておいて、その後、賠償金を得た場合に返すということであれば、合理的である。
- 経済的な支援は、被害者の精神的に大きな支え。支援方法は色々あるが、条例に経済的な支援を規定することは非常に大事である。

#### ◆住居について

- 住居の問題は、東京は特に深刻な問題だと思うので、ぜひ条例に規定してほしい。
- 条例化により、更なる取組みがあるといい。民間の不動産関連業者の協力がより得やすくなるなどの効果がある。

#### ◆民間支援団体の支援について

- 民間支援団体に対する支援として、一番大切なのは財政的な支援。基本法に財政上及び税制上の措置が規定されており、条例にも財政上の措置の規定をしてほしい。
- 被害者の回復にとって、自助グループが持つ役割は大きいので支援を規定してほしい。
- 自助グループの事務管理、守秘義務などの組織体制の強化がされ、被害者が新たな被害者の相談に応じるような体制ができると、被害者自身の回復にもつながる。
- 自助グループを具体的に条例には規定しにくい。当事者の力を大事にするという意味で、基本理念などに「当事者」という言葉を入れておくことが大事である。

#### ◆人材育成・確保について

- 現場で働いている者を指導するという意味の「スーパービジョン」という言葉を条例に規定してほしい。

#### ◆個人情報について

- 連携する会議など、関係機関の連携のもとに支援を進めるには、個人情報の規定が必要であるので条例に規定をしてほしい。
- 被害者が安心して相談できる環境を整備するためには、関係者に守秘義務を課すことは大事である。

#### ◆大規模被害対策について

- 大規模被害の事案が発生した際に、支援の対策本部が早期の段階から各機関と連携を取れるようにするための根拠を整備する必要がある。中長期的に連携をしていくシステムができれば、条例としても大変重要な項目になる。
- 条例に規定することにより、都内の様々な機関が対応に同意しやすくなる。

#### ◆法的支援について

- 被害者が弁護士相談を受けたいというニーズが非常に高い。現状でも様々な無料相談の制度はあるが、資力要件が厳しいため、利用できない被害者も多い。そのため、都が法律相談料を支援してほしい。
- 法律相談の時間は、最初の相談では1時間半くらい丁寧に事情を聞かないと二次的被害につながる可能性もある。

#### ◆子どもに対する支援について

- 推進体制の関係機関との連携には、学校も含めて検討してほしい。
- 一方、これは国レベルの問題だと思う。国も学校の役割というときには、大体広報啓発になる。実際に事案が発生したときにどう連携するかというのは、基本計画でもあまり出ていないのでなかなか難しいところがある。

#### ◆性暴力被害者支援について

○性暴力被害者支援について、医療支援と性暴力被害者の支援があり、どちらも実質的にすごく大事なことで、性犯罪についても条例で規定してはどうか。

#### ◆再被害防止について

○ストーカーや性被害などの再被害を防止する考え方は、二次的被害と再被害と一緒に規定している県もあり、都も条例に規定すべき。